

奈良県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十九年七月十四日

奈良県知事 荒井正吾

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	変 更 事 項	変更年月日
	名称	名称		
名 称	主たる事務 所の所在地	所在地	旧	新
	株式会社 ぐりーん	ぐりーん		
	天理市岩室 町五七―四	天理市岩室 町五七―四	大和郡山 市美濃庄 町七三三 ―上	天理市岩 室町五七 ―四
			ト 野 テ ナ ン	
				平成二十九 年二月一日